

トヨタ車体健康保険組合へ加入の皆様へ

# 契約保養所の利用について大事なお知らせ

日頃は健康保険組合の事業にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

これまで皆さまへご案内させていただきましたが、契約保養所『オテル・ド・マロニエ』は**2025年3月31日をもって契約を終了しました。**

契約保養所『東急ハーヴェスト』は引き続きご利用いただけます。利用については下記をご確認ください。

**契約保養所は1施設となりますが、引き続き年間の利用制限は1回1部屋までとなります**

被保険者等 記号・番号 の **1 番号あたり1回1部屋まで**(1回/年)に変更はございません。

※ 被保険者等 記号・番号 は保険証や資格情報のお知らせをご確認ください。また、被保険者(本人)と被扶養者(家族)の 記号・番号 は同じものになります。



## よくある質問

**Q.制限の1年間はいつからいつまでですか？**

A.毎年4月1日から翌年3月31日チェックイン分となります。

**Q.夫婦(親子)で保険証の番号が違いますが、その場合はそれぞれが年間1回1部屋ずつ利用できますか？**

A.その通りです。1つの番号で1回1部屋までとなります。

**Q.同じ番号の家族が利用しても従業員本人の権利が減るのですか？**

A.その通りです。1つの番号で1回1部屋までとなります。



**Q.社員同士で宿泊します。誰の権利が使われるのですか？**

A.申し込み時点の代表者の分となります。同伴者としての利用は権利消化しません。

**Q.親戚が宿泊します。申し込みは従業員本人ですが、従業員の権利が使われますか？**

A.申込者が同行しない宿泊はできません。

**Q.権利があるのに予約ができないことがあるのですか？**

A.希望日の施設が満室の場合にはご予約を承れません。また健保の利用枠を使い切った場合や施設の都合で利用できない場合があります。

**Q.使用しなかった権利は翌年持ち越せますか？**

A.持ち越せません。利用回数も1年間でリセットされます。

**Q.同日であれば2部屋予約はできますか？**

A.できません。1つの番号で予約できるのは1回1部屋までとなります。

